

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百二十八号）一部改正案新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第十八条第一項に規定する障害者作業施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の額は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した施行規則第十八条第一項に規定する作業施設等（以下「作業施設等」という。）の設置又は整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるときは、それぞれ当該各号に定める額）とする。</p> <p>一 作業施設等の設置（賃借による設置を除く。以下この号において同じ。）又は整備に係る助成金 四百五十万円（作業施設等のうち設備の設置又は整備については、百五十万円（中途障害者）雇用されている労働者であつて障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号に規定する身体障害者となつたもの（法第二条第三号に規定する重度身体障害者となつたもの）にあつては、法第四十三条第一項に規定する短時間労働者となつたものを含む。）及び雇用されている労働者であつて施行規則第二十條の二第一項第一号に規定する精神障害者となつたもの</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第十八条第一項に規定する障害者作業施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の額は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した施行規則第十八条第一項に規定する作業施設等（以下「作業施設等」という。）の設置又は整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えるときは、それぞれ当該各号に定める額）とする。</p> <p>一 作業施設等の設置（賃借による設置を除く。以下この号において同じ。）又は整備に係る助成金 四百五十万円（作業施設等のうち設備の設置又は整備については、百五十万円）に当該作業施設等の設置又は整備に係る雇入れ又は継続雇用に係る障害者（施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額（その額が一事業所につき一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において四千五百万円を超えるときは、四千五百万円）</p>

(法第四十三条第一項に規定する短時間労働者となったものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては、その設置又は整備に要する額に相当する額として四百五十万円を超えない範囲で機構が定める額)に当該作業施設等の設置又は整備に係る雇入れ又は継続雇用に係る障害者(施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額(その額が一事業所につき一会計年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。)において四千五百万円を超えるときは、四千五百万円)

二 作業施設等の賃借による設置に係る助成金 一月につき十三万円(作業施設等のうち設備の賃借による設置については、五万円(中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、その設置に要する額に相当する額として十三万円を超える範囲で機構が定める額))

二 作業施設等の賃借による設置に係る助成金 一月につき十三万円(作業施設等のうち設備の賃借による設置については、五万円)